

大規模土砂災害時における連携マニュアル(案) の作成について

連携マニュアルの目的

- 土砂災害は、発生場所やその規模をあらかじめ精度よく**予知・予測することが難しい現象**
- 大規模な土砂災害発生時には**市町村あるいは県単独での対応が困難な状況が想定**
- 関係機関があらかじめ**実施すべき対応を相互に把握し、早期に連携を図りつつ効果的・効率的な対応が必要**



- **神通川・庄川上流域**において大規模な土砂災害等が発生または発生するおそれがある場合に、国・県・市町村等の**各機関が連携して対応するための基本的な事項を整理しマニュアルとしてとりまとめる**

対象とする土砂災害等

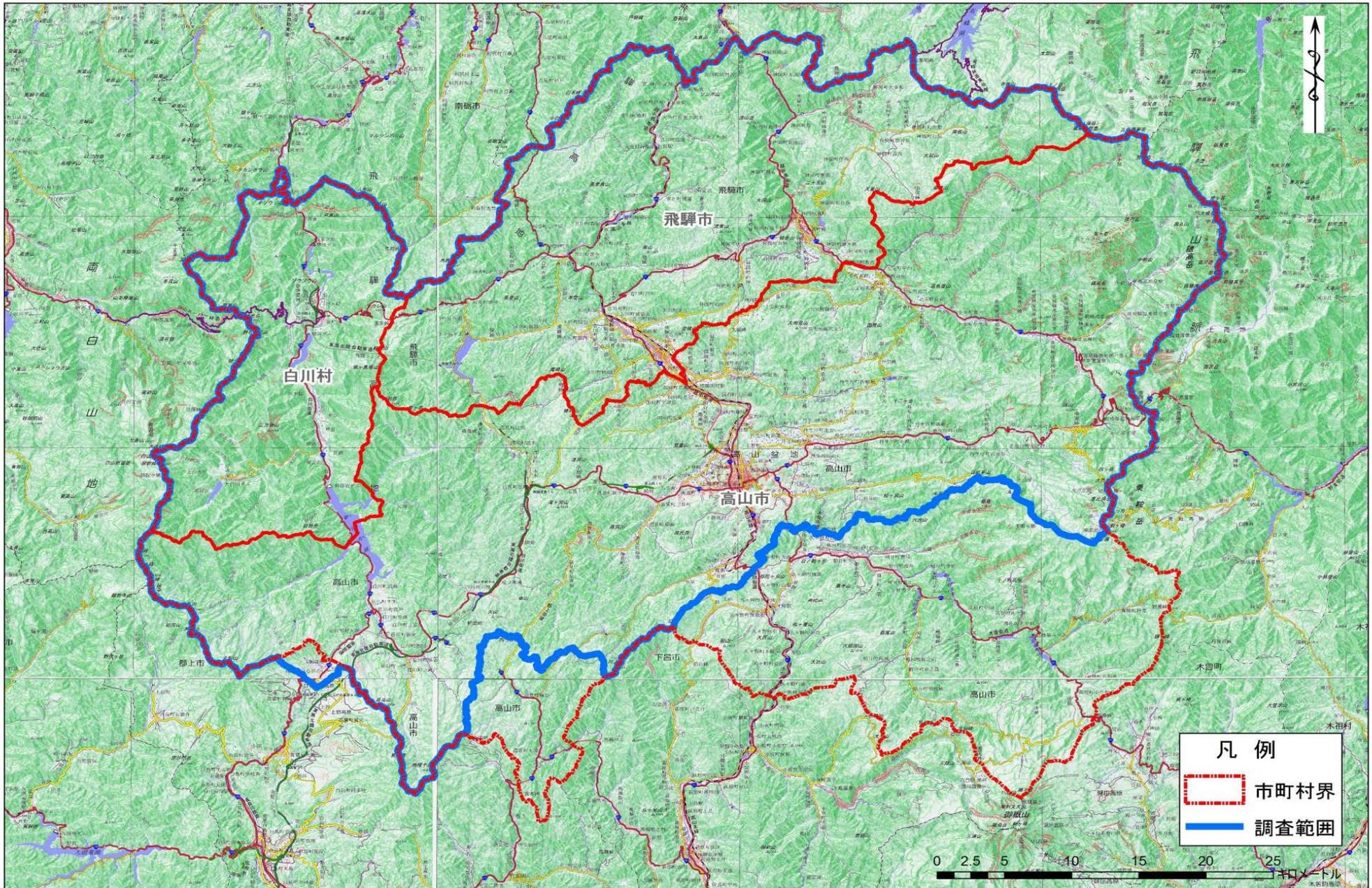
- 本マニュアルは、神通川・庄川上流域において、降雨や地震に起因する**大規模な土砂災害等**が発生、または発生するおそれがあり、国、県、市町村が連携して災害対応を行う必要がある場合に適用する。

＜大規模土砂災害の定義＞

- ・ 大規模な土石流、地すべり等
- ・ 天然ダム（河道閉塞）のように現象が進行性のもの
- ・ 同時多発的に発生する土砂災害
- ・ 火山噴火による火砕流・溶岩流・火山泥流等の大規模土砂流出やそれに伴い発生する大規模な天然ダム
など

〔出典：大規模土砂災害危機管理計画（国土交通省砂防部；H20.3.4）〕

対象範囲：高山市、飛騨市、白川村



連携対象関係機関

組織名	
岐阜県	危機管理部 防災課
	県土整備部 砂防課
	飛騨県事務所 振興防災課
	飛騨農林事務所 森林保全課
	高山土木事務所 施設管理課
	高山土木事務所 河川砂防課
	古川土木事務所 施設管理課
	古川土木事務所 河川砂防課
高山市	危機管理室
	基盤整備部 維持課
飛騨市	基盤整備部 建設課
	総務部 総務課
白川村	基盤整備課
	総務課
林野庁	中部森林管理局 飛騨森林管理署 治山グループ
国土交通省	中部地方整備局 高山国道事務所 管理第一課
	北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所 調査課

マニュアルの位置づけと計画の更新

- **マニュアルの位置づけ**

本マニュアルは、各機関が有する災害対応計画等との整合を図りつつ運用するものであり、関係機関間で連携して災害対応を行う際の手続きや役割分担、留意事項等を定めるものである。

- **計画の更新**

本マニュアルは、各機関の担当窓口の変更や管内外で生じる災害対応の経験等を踏まえ、適宜記載内容の見直しを行うものとする。

対象とする連携項目

- ① 災害情報等の収集、共有
- ② 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣と受入れ
- ③ 土砂災害防止法に基づく緊急調査に係る連携
- ④ 施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携
- ⑤ 災害対策用資機材等の相互支援
- ⑥ 住民等への情報の提供・周知
- ⑦ 災害発生時の連絡調整
- ⑧ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣と受入れ

① 災害情報等の収集、共有の必要性

課題 1.

⇒ 災害は直轄区域内だけでなく、直轄区域外でも発生する。
その対応について、国と県、市町村との情報収集・交換、窓口などの事前の取り決めが必要となっている。

効率的かつ的確に災害対応を実施するためには、それぞれが得た災害情報等を関係機関で共有し、利活用するため連絡体制や流れ等について事前に整理する。

災害情報等の収集、共有

国土交通省地方整備局組織規則の改正
(平成21年3月)

- **大規模な自然災害が発生した場合、各事務の所掌事務、管轄区域にかかわらず各事務所が緊急に砂防工事等を行うことが可能に**
- **地方公共団体との連携のもと、直轄事業の適切かつ迅速な執行の推進**

直轄区域外で発生した大規模土砂災害の事例
(平成23年台風12号による河道閉塞)



国土交通省発表資料

②リエゾンの派遣と受入れの必要性

課題2.

⇒ 国土交通省には現地情報連絡員（リエゾン）派遣の制度があるが、周知不足から市町村でうまく機能しなかった事例がある。

国から県、市町村へのリエゾン派遣・受入れ体制の構築が必要となっている。

リエゾンの機能が発揮できるよう関係機関で派遣と受入れに関するルールについて確認する。

現地情報連絡員（リエゾン）の派遣と受入れ

平成23年台風12号に伴う河道閉塞対応による情報連絡員（リエゾン）派遣の課題

- リエゾンの役割が、派遣先の自治体や派遣された本人も含めて不明瞭であった。
- 現地災害対策本部が設置されていないことから、自治体からはリエゾンに対する過度な期待があり、派遣側（地方整備局）もリエゾンに対して過度な役割を求めてしまった。

平成25年度大規模土砂災害時の対応力向上基礎資料作成業務報告書(六甲砂防事務所)

リエゾンの役割

自治体

国土交通省
地方整備局

- 自治体の被害状況等の情報の収集・伝達
- 直轄施設の被害状況・復旧状況の情報提供
- 災害対策用機材、TEC-FORCE等の派遣に関する情報の収集・提供

迅速かつ円滑な災害対策及び災害支援の実施

③ 緊急調査に係る連携の必要性

課題 3.

⇒土砂災害防止法に基づく緊急調査における関係機関の協力や、土砂災害防止法の平成22年改正に基づいた、大規模土砂災害対応における国・県・市町村の役割分担の明確化が課題となっている。

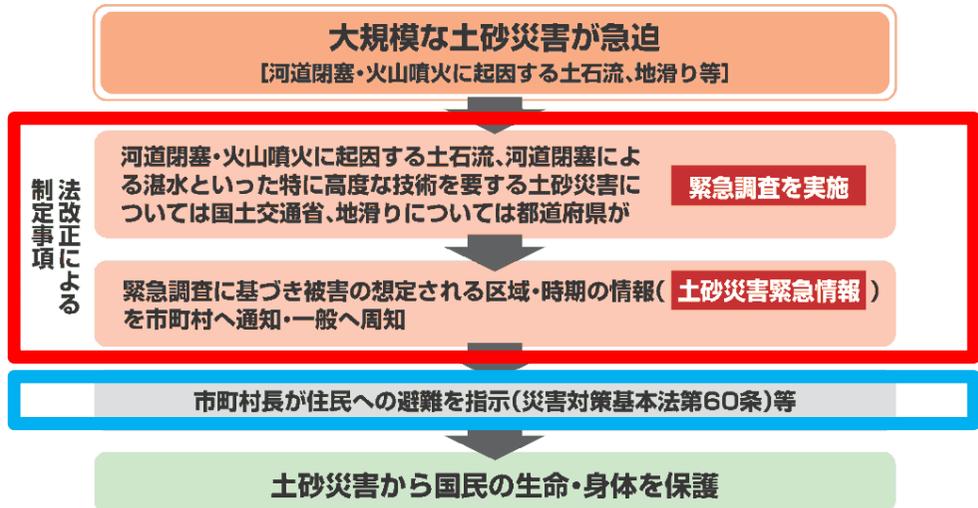
土砂災害防止法に基づく緊急調査や土砂災害緊急情報の通知・周知等の対応の流れと、関係機関の役割分担を整理する必要がある。

土砂災害防止法に基づく緊急調査に係る連携

土砂災害防止法一部改正に伴う対応の概要

国・県の役割

市町村の役割

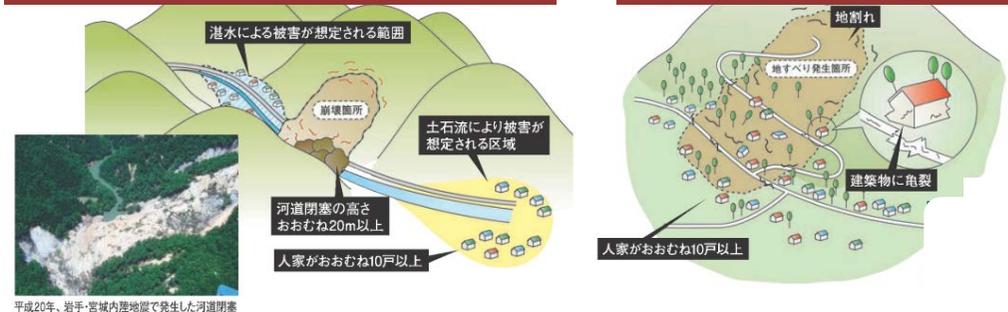


(土砂災害防止法の一部改正に関するパンフレット(国土交通省砂防部砂防計画課)に一部加筆)

緊急調査の概要

河道閉塞に起因する土砂災害
(国土交通省が実施)

地すべり
(都道府県が実施)



(土砂災害防止法の一部改正に関するパンフレット(国土交通省砂防部砂防計画課)に一部加筆)

④ 土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携の必要性

課題 4.

⇒大規模な土砂災害の発生時、またはそのおそれのある時に実施する砂防関連施設、及び土砂災害危険箇所の緊急点検における関係機関の協力が課題となっている。



緊急点検において、各機関の管理施設や土砂災害危険箇所の情報をあらかじめ共有する必要がある。



施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携

高山市・飛騨市・白川村において必要とされる土砂災害危険箇所緊急点検の人員数

点検箇所数	1,138箇所
1日1班あたりの点検箇所数	15箇所
1班あたりの人数	3人

延べ、76班、228人の人員数が必要となる

土砂災害危険箇所緊急点検の連携事例
(平成20年 岩手・宮城内陸地震)

- 岩手・宮城県知事から国土交通大臣へ要請
- 土砂災害危険箇所点検緊急支援チームを編成
岩手県職員（ボランティア団体含む）、宮城県職員、国土交通省職員（TEC-FORCE）、他県職員、総数212名
- 点検期間（平成20年6月15日～19日） 5日間



- 通行不能等による未点検箇所のフォローアップ点検実施
宮城県職員、市職員、砂防ボランティア協会



土砂災害危険箇所点検緊急支援チームによる点検状況

⑥ 住民等への情報の提供・周知の必要性

課題6.

土砂災害時における避難勧告等の発令と解除の判断が市町村では困難なケースが多いことから（避難勧告の発令の遅れなど）、専門性の高い国等からの助言が課題となっている。



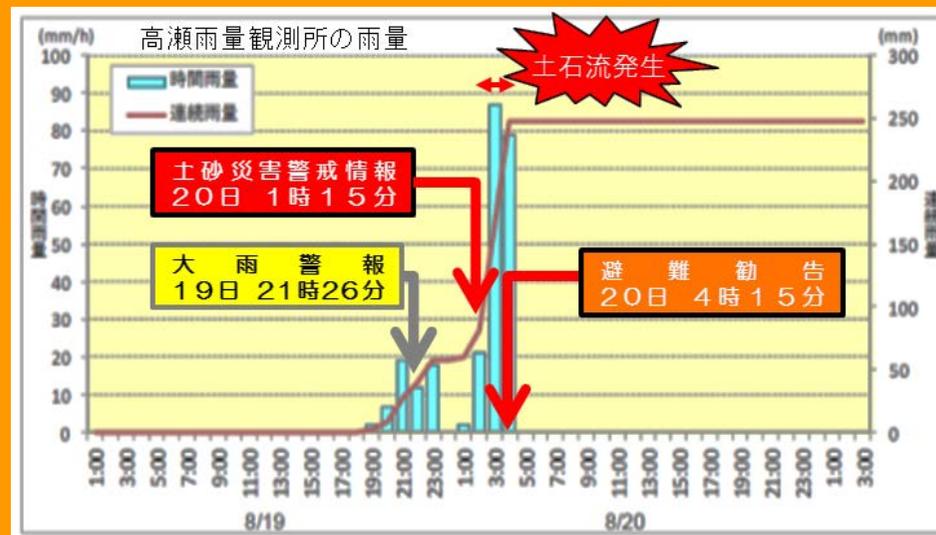
土砂災害防止法は平成26年の改正により、国土交通大臣が行う市町村への土砂災害防止対策に必要な助言、情報の提供、土砂災害に係る避難勧告等の解除に関する助言等が新たに追加された。

災害対策基本法は平成24年～26年の改正により、国による市町村への支援の充実・強化について記載された。これらの内容を理解しておく必要がある。



住民等への情報提供に係る連携

避難勧告等の発令が遅れた事例
(平成26年8月豪雨 広島市土石流災害)



⑦ 災害発生時の連絡調整の必要性

課題7.

⇒直轄砂防区域外における災害発生後、迅速かつ効率的に災害対応を実施するためには、国と県、市町村の緊密な情報共有や調整が課題となっている。



その場で判断可能な権限を持つ関係者が集まり、必要な連絡や調整を行う手法（一例として「連絡調整会議（平時・緊急時）」）について事前に決定する必要がある。



災害発生時の連絡調整

連絡調整会議開催の事例

（平成20年 岩手・宮城内陸地震）

岩手・宮城内陸地震時の課題（迫川流域）

様々な情報が飛び交うだけで、具体的に誰が、どのように対応するのか、関係機関の間で話し合いができていなかった。



迫川流域に係る防災情報連絡調整会議を開催

■参加機関：

東北森林管理局、宮城県、栗原市、東北地方整備局

■役割：

- ・防災情報の伝達、共有化等の体制確立
- ・河道閉塞（天然ダム）越流時における警戒避難体制について、当面の考え方を整理
- ・天然ダム対策の進捗状況、土砂災害危険箇所に関する対策工事の実施予定について意見交換

⇒連絡調整会議の検討結果に基づき、本部会議において「注意、避難開始、避難完了」の目安等について関係機関へ周知



第6回迫川流域に係る防災情報連絡調整会議

⑧ TEC-FORCEの派遣と受入れの必要性

課題 8.

平時から市町村に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）制度を知ってもらうとともに、緊急調査や施設・危険箇所の点検などを行う活動拠点となる前線基地や現地対策本部設置の協力が課題である。



TEC-FORCE派遣の流れの啓発と、活動拠点の確保等受入れ側の役割分担の取決めの必要がある。活動拠点については、これまでの災害事例を踏まえた拠点候補地の抽出を行う必要がある。



**緊急災害対策派遣隊
(TEC-FORCE)
の受入れに係る連携**

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の任務

被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を実施

- ①被災状況の迅速な把握
- ②被害の発生及び拡大の防止
- ③被災地の早期復旧

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）活動事例 (平成26年8月豪雨 広島市土石流災害)

全国の地方整備局等からTEC-FORCEを派遣
延べ2,431人 (8/20~9/23)



災害対策ヘリコプターによる上空からの被災状況把握



土砂撤去の支援



土砂災害危険箇所の現地調査



大型土のう設置の支援

(国土交通省ホームページ「TEC-FORCEの活動状況」より
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/19.html>)

今年度の連携マニュアル（素案）作成の工程

平成26年度第1回 幹事会
平成27年2月12日

・連携マニュアル骨子(案)の提示

平成27年度第1回 幹事会
平成27年7月3日

・連携マニュアル(案)の作成についての説明
(必要性、目次(案)、総則、情報連絡体制(案))

第2回幹事会、連絡協議会
平成27年10月5日

・連携マニュアル(素案)の提示
・各機関に協議・確認頂きたい箇所の説明

・各機関からの確認・意見(11月中まで)

合同防災訓練
平成27年11月20日

・連携マニュアル(素案)の検証

・各機関の対応行動再調整
・連携マニュアル(素案)の作成

第3回幹事会
平成28年1月14日

・連携マニュアル(素案)の提示

・連携マニュアル(素案)の確認・了承

：参加機関の皆様にご協力いただく作業